

一時預かり保育に係る利用条件等について

【利用条件等について】

(表1)岡崎市民のかた

利用事由 (保護者の状況)	必要書類	利用条件
リフレッシュ利用	—	
・冠婚葬祭		冠婚葬祭日のみ
・学校行事		学校行事がある日のみ
・育児不安解消		—
・幼稚園児の長期休暇		幼稚園児の長期休暇中のみ
就労	就労証明(申告)書	仕事の日のみ
産前産後	就労外申立書+母子手帳の写し	産前産後の8週間(多胎児の場合は産前14週間、産後8週間)のみ(入院中含む)
疾病	就労外申立書+診断書の写し	診断書記載の期間のみ
障がい	就労外申立書+障害者手帳の写し	—
通院	診断書の写し	通院日のみ
看護	就労外申立書+診断書の写し	診断書記載の期間のみ
災害復旧	就労外申立書+罹災証明書	—
就学	就労外申立書+在学証明書+カリキュラム	授業(講義)がある日のみ
育児休業	就労外申立書+育児休業状況書	3~5歳児クラスのみ
求職活動	就労予定申立書	就職活動・面接日のみ
裁判員選任(※)	裁判所からの証明書	選任手続日・公判日のみ

(表2)岡崎市民以外のかた

利用事由 (保護者の状況)	必要書類	利用条件
里帰り出産(※)	母子手帳の写し	保護者を祖父母(申込者)とし、産前産後の8週間(多胎児の場合は産前14週間、産後8週間)のみ(入院中含む)
裁判員選任(※)	裁判所からの証明書	選任手続日・公判日のみ
祖父母による引取り	—	市外在住の両親が保育できず、岡崎市内の祖父母が引き取った場合で、祖父母が(表1)の利用事由に該当する状況

必要書類は父・母それぞれの提出が必要です(※を除く)。

【利用日数について】

原則、リフレッシュ利用の場合は週1回、その他の事由による利用の場合は月に14日以内です。

ただし、申込者数や園の受入れ体制などの状況により、希望日数の受入れができないことがあります。